端末機器の技術基準適合認定等に関する規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案についての意見 及びそれらに対する総務省の考え方

意見提出期間:平成30年11月21日(水)から同年12月21日(金)まで

提出された意見の件数:2件

No	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえ
			た案の修正の有無
1	総務省側は、「ワイヤレス」の事を提唱していると考えますが、「デバイス」とは、「CPU及び	「マークの表示」について	無
	IC (マイコン制御)」での「GPU (グラフィックプロセッシングユニット)」の事を連想して	は、表示を付すことが困難又は	
	しまいますが、「何を提言しているのか?」と私が疑問に思いますので、総務省側は、詳細	不合理な場合、これまでどおり	
	的な内容を明記して頂きたいです。具体的には、「センサー技術、ネットワーク技術、デバ	取扱説明書及び包装又は容器	
	イス技術」から来る「CPS (サイバーフィジカルシステム)」の融合と考えます。「情報技術	への表示が可能です。	
	(IT)」における分野では、IT クラウドコンピューティングでのサイバーセキュリティー対		
	策が、先決と考えます。「人工知能(AI)」における分野では、IT ネットワークと AI ネット		
	ワークが融合されると考えますので、IT サーバにおける「運用及び管理」が、先決と考えま		
	す。総務省側が、提唱している IoT デバイスと無線設備では、「IP(インターネットプロト		
	コル)」の事と考えます。要約すると、私が、未来での科学技術での「イメージ(想像)」で		
	すが、ディスプレイ表示とは、未来では、衣類等に着用する場合でのウェアラブルが、導入		
	されると思いますので、ディスプレイ表示の対応が、デバイス的に困難と考えます。例えば		
	ですが、未来での場合ですが、ICチップ型のサイズでのウェアラブルでは、通信端末のモジ		
	ュール組み込み製品が、約3ミリメートル程の場合では、「どの様に対応するのか?」等の		
	詳細な説明が、総務省側には、必要に成ると思います。私の「イメージ(想像)」ですが、		
	未来での場合ですが、通信端末の組み込み製品が、衣類などに着用する形で、ICチップ型の		
	サイズでのウェアラブルの場合で、約3ミリセンチメートル以下での情報端末の製品の場合		

は、科学技術のデバイス的に困難と思います。「マークの表示」をする為には、製造技術を		
上げなければ、成ら無い条件と考えます。		
【個人	1	
2 1. (全体)	本改正案への賛同意見とし	無
最近の機器の現状に合わせた緩和措置の一環として歓迎します。	て承ります。	
2. (第8条、第20条、第27条、第36条及び第41条関係)	(技適マークの大きさに関す	
技適マークが小さすぎて見えない、とならないよう、ルーペ等の補助器具を使用せず肉眼で	で る御意見について)	
容易に識別できる大きさとして、直径 3mm 以上と規定されてきたと理解しています。	御認識のとおり、表示を付す	
改正案の「容易に識別することができるものであること。」という文は、数値を明示せずに	ことが困難な場合には、取扱説	
これを言い換えただけであり、直径 3mm 以上の技適マークの表示が困難な場合は、これまで	で 明書及び包装又は容器への表	
通り取扱説明書及び包装又は容器への記載が認められると理解してよいかご確認下さい。	示が可能です。また、光学顕微	
	鏡等の器具を使用しなければ	
3. (第8条、第20条、第27条、第36条及び第41条関係)	識別できないような場合は、常	
技適マークについて、肉眼での識別は難しいが、光学顕微鏡、電子顕微鏡等を使用すれば習	容 識的に容易な識別に当たらな	
易に識別できる場合は、電波有効利用成長戦略懇談会報告書に記載されているところの「社	見 いと考えます。	
認可能な範囲」ということになるのかご確認下さい。		
4. (全体)	(平成十九年総務省告示第四 (平成十九年総務省告示第四	
本改正に続き、同様に平成十九年総務省告示第四十八号で無線機器への表示が義務づけられ	1 十八号に関する御意見につい	
ている、「筐体の見やすい箇所に当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨」の	て)	
表示を付する面積が確保できない場合は、電磁的方法以外に、取扱説明書及び包装又は容器	器 頂いた御意見の告示につい	
への記載が認められるよう、改正を強く希望します。	ては、本意見募集の対象ではご	
【個人	】 ざいませんので、今後の施策の	
	検討の際の参考とさせていた	
	だきます。	